

社外役員の独立性基準

独立社外役員の独立性判断基準は、次に定める通りといたします。

「独立性判断基準」

(1) 本人が現在または過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社グループ関係者とする。

イ. 当社グループの業務執行者(注1)が役員に就任している会社の業務執行者

ロ. 直接・間接に10%以上の議決権を有する当社グループの大株主、又はその業務執行者

ハ. 当社グループの会計監査人のパートナー又は当社グループの監査に従事する従業員

② 当社グループの主要な借入先(注2)の業務執行者

③ 当社グループの主要な取引先(注3)の業務執行者

④ 当社グループより、役員報酬以外に年間10百万円を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金(注4)を当社より受領している団体の業務を執行する者

(2) 本人の配偶者、二親等内の親族又は同居者が、現在、以下に掲げる者(重要でない者を除く)に該当しないこと

① 当社グループの業務執行者

② 上記(1)②～⑤に掲げる者

なお、上記要件を満たさないが独立性を有すると判断される場合は、その根拠を開示して独立性を有すると認定することがある。

注1: 業務執行者とは、重要な使用人をいう。

注2: 主要な借入先とは、連結総資産の2%を超える額の借入先をいう。

注3: 主要な取引先とは、ある取引先と当社グループとの取引額が、当該取引先の直近最終年度における年間連結売上の2%を超える取引先をいう。

注4: 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対し、年間10百万円又は当該団体の直近総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付金をいう。